

## 串間市立串間中学校スクールバス運行管理業務委託仕様書

### 1. 趣旨

この仕様書は、串間市立串間中学校スクールバスの運行管理業務委託の仕様を定めるものとする。

### 2. 委託期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日（3年間）

### 3. 使用車両

使用する車両は、串間市が所有する次の自家用自動車（以下「車両」という。）として、受託者に無償で貸与する。

- (1) 第1号車  
日野自動車 メルファ  
中型バス 定員45名  
ディーゼルエンジン 6速MT車
- (2) 第2号車  
日野自動車 メルファ  
中型バス 定員45名  
ディーゼルエンジン 6速MT車
- (3) 第3号車  
トヨタ自動車 コースター  
マイクロバス 定員29名  
ディーゼルエンジン 5速MT車
- (4) 第4号車  
トヨタ自動車 コースター  
マイクロバス 定員26名  
ディーゼルエンジン 5速MT車
- (5) 第5号車  
トヨタ自動車 コースター  
マイクロバス 定員26名  
ディーゼルエンジン 5速MT車
- (6) 第6号車  
トヨタ自動車 ハイエース  
大型ワゴン 定員14名  
ディーゼルエンジン 4速AT車

### 4. 主な業務内容と留意事項

- (1) 串間市立串間中学校及び宮崎県立福島高等学校の生徒のためのスクールバスの運行  
受託者は、生徒の登下校時の送迎及びその他学校長と教育委員会が認めた生徒の運送

業務について、安全かつ確実に遂行しなければならない。

(2) 受託要件

道路運送法の旅客自動車運送事業の許可を受けていること。

(3) 串間市スクールバス運行管理規則の遵守

受託者は、串間市スクールバス運行管理規則を遵守して業務を遂行しなければならない。

(4) スクールバスの清掃、日常点検等

受託者は、運行前後に車両の日常点検、給油、清掃、備品管理を行い、送迎業務に支障がないよう努めなければならない。

(5) 貸与された車両の管理

受託者は、貸与された車両を適正に管理しなければならない。なお、貸与された車両は、スクールバスの運行以外の目的に使用してはならない。

(6) 運行日誌の作成、報告

受託者は、運行及び車両の状況等について運行日誌（様式第4号）に記載し、串間中学校長の確認を経て教育委員会に報告しなければならない。

(7) 運転者の運転業務に関する法令遵守の指導

受託者は、道路交通法及び関係法規・規定を遵守するよう指導し、安全で確実な業務遂行と緊急時の速やかな対応等ができるよう定期的な教育体制を整えておくこと。また、運行前には運転者の健康状態等を対面にて確認し、異常を認めた場合は代替員に運行をさせること。

(8) 事故等の緊急事態が発生した場合の報告及び処理

あらかじめスクールバスの運行に関する危険負担の軽減のため、受託者の側で必要な保険に加入するなど、必要な措置を講じなければならない。

受託者は、交通事故、不測の事態等が発生した場合は、直ちに緊急連絡先に連絡するとともに教育委員会及び学校長と協議のうえ事故等の処理にあたること。ただし、事故発生時の現場処理、示談交渉及び損害賠償については、受託者の負担により誠実に対応すること。

なお、自然災害等が発生又はその恐れがある場合には、学校長と協議の上、対応を決めること。

(9) 台風などの悪天候での運行

受託者は、台風などの悪天候の時に学校長から申し出があった場合には、運行時間を変更しなければならない。なお、学校長は、運行時間の変更を申し出る場合は、事前に教育委員会と受託者に協議を行うこと。

(10) スクールバスの事前の試乗

受託者は、スクールバスが安全に運行できるよう教育委員会と協議して、事前に使用する車両にて試乗を行うこと。但し、受託者に変更が生じない場合は免除することができる。

(11) その他、スクールバスの運行に関して必要な業務事項については、教育委員会及び学校

長、受託者がその都度協議して決定する。

## 5. 運行責任者の配置

受託者は、業務委託を円滑に遂行するために、業務全般を統括する運行責任者を配置（様式第6号、（別紙1）、（別紙2）により教育委員会へ報告）し、運転者の指揮・命令を行うとともに教育委員会及び学校長との連絡調整等を行うこと。

## 6. 運行計画

### (1) 運行基本日数

月曜～金曜（朝1回、夕2回）	3回×203日 = 609回/年間
土曜日、長期休業（朝1回、昼1回）	2回×89日 = 178回/年間
合計	292日 787回/年間

※日曜日、祝日は運休とする。

※長期休業の運行日は、8月13日から15日までの日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除いて運行する。

※上記以外の運行は、受託者と別途協議する。

(2) 運行基本便数 年間 4,722回（6台×787回）

(3) 想定勤務時間 年間 8,955時間（6台×1,492.5時間）

4月～9月	時間帯	想定勤務時間		
月曜～金曜	6:20～8:20	2.0h	6h×92日	552h
	16:10～20:10	4.0h		
土曜、長期休業	7:10～9:10	2.0h	4.0h×55日	220.5h
	11:30～13:30	2.0h		

10月・2～3月	時間帯	想定勤務時間		
月曜～金曜	6:20～8:20	2.0h	5.5h×58日	319h
	16:10～19:40	3.5h		
土曜、長期休業	7:10～9:10	2.0h	4.0h×16日	64h
	11:30～13:30	2.0h		

11月～1月	時間帯	想定勤務時間		
月曜～金曜	6:20～8:20	2.0h	5h×53日	265h
	16:10～19:10	3.0h		
土曜、長期休業	7:10～9:10	2.0h	4.0h×18日	72h
	11:30～13:30	2.0h		

(4) 運行時刻表 別紙①

(5) 運行路線 別紙②

(6) 費用負担 別紙③

## 7. 運行計画書及び運行実績報告書の提出

### (1) 運行計画書

学校長は、運行計画書（様式第5号）に学校行事計画書を添付して、教育委員会を通じて前月下旬までに受託者に提出すること。

### (2) 運行実績報告書

受託者は、当月末日締で作成した運行実績報告書（実績様式1）に運行計画書（様式第5号）及び運行日誌（様式第4号）を添付して、学校長を通じて翌月5日までに教育委員会に提出すること。

## 8. その他

スクールバスの運行管理にあたり、今後、その内容等について必要に応じて協議を行うことがある。

そのほか、この仕様書に定めのない事項にあっても、本業務に付随する業務は誠意をもって実施すること。